

「千歳市建築確認申請等手数料徴収条例」が平成 21 年 4 月 1 日から一部変更になります。

1. 国又は北海道が千歳市に提出する建築計画の通知（計画通知）による手数料の徴収を追加しました。
尚、徴収する手数料の額は、現状の建築確認申請手数料と同額です。

2. 一定の建築物における構造計算適合性判定に関する審査申請手数料の徴収を追加しました。

構造計算 1 件に係る部分の床面積の合計	右記以外の場合	大臣認定プログラムを使用する場合
1,000㎡以内	150,000円	100,000円

- 1、対象建築物は建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に属する建物で法第 20 条第 1 項第 2 号、第 3 号に該当するものとなります。
- 2、複数の構造計算を含む確認申請の場合は、原則構造計算 1 件につき判定手数料の算定を行い、それらの合計額となります。
- 3、大臣認定プログラムとは、法改正により新たに認定されたプログラムをいいます。
- 4、従来の確認申請手数料と併せて確認申請時に一括して徴収となります。

改正の詳細に付きましては、千歳市建築課建築指導係（ 0123-24-0751）へお問い合わせ下さい。